

# 千葉県教育委員会会議議事録

令和元年度第14回会議（定例会）

1 期 日 令和2年3月18日（水） 開会 午前10時30分  
閉会 午前11時40分

## 2 教育長及び出席委員

教育長 澤川 和宏  
委員 佐藤 眞理  
井出 元  
貞廣 齋子  
花岡 伸和

## 3 出席職員

教 育 次 長	吉野美砂子
企画管理部	
企 画 管 理 部 長	山口 新二
企 画 管 理 部 次 長	吉野 光好
教 育 総 務 課 長	藤谷 誠
教 育 政 策 課 長	岩崎 雅夫
企 画 管 理 部 副 参 事 兼	
教育政策課高校改革推進室長	酒匂 一揮
財 務 課 長	榊田 善啓
教 育 施 設 課 長	西原 正男
福 利 課 長	梅島 好美
教育振興部	
教 育 振 興 部 長	大野 英彦
学 校 危 機 管 理 監	中村 敏行
教 育 振 興 部 次 長	風間 慎吾
生 涯 学 習 課 長	古泉 弘志
学 習 指 導 課 長	内田 淳一
児 童 生 徒 課 長	中西 健
特 別 支 援 教 育 課 長	酒井 昌史
教 職 員 課 長	浅尾 智康
教 育 振 興 部 副 参 事	吉本 明広
学 校 安 全 保 健 課 長	日根野達也
文 化 財 課 長	大森けい子
体 育 課 長	加藤 俊文
教育振興部副参事兼体育課ちば	
アクアラインマラソン準備室長	赤池 正好

企画管理部

教育総務課人事給与室人事班長	植草 基充
同 副主査	滝原 裕之
教育政策課主幹兼教育広報室長	榊原 正策
同 高校改革推進室主幹	鈴木 栄次
同 副主幹	太田 章
同 副主幹	石井 俊正
財務課予算班長	北崎 行雄
福利課副課長	神 かほる
同 厚生班副主査	森 智子

教育振興部

教職員課主幹兼管理室長	細川 義浩
同 主席管理主事	増田 武一郎
同 管理主事	村上 英輝
同 管理主事	加瀬 博俊
同 管理主事	池田 淳一
同 管理主事	南 暁男
同 管理主事	鈴木 順
同 主幹兼人事室長	和久 純
同 主席管理主事	
兼人事室特別支援学校班長	杉村 哲

事務局

企画管理部教育総務課副課長	青柳 誠
同 主幹兼委員会室長	神子 純一
同 主幹兼文書・情報室長	大野 光紀
同 委員会室副主幹	初芝 亨
同 主査	今井 清人
同 副主査	稲田 敏志

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 佐藤 眞理 教育長職務代理者

6 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第85号議案から第93号議案の議案9件、報告1の報告1件である。第88号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第四号「知事又は議会に対する意見の申し出等」に該当することから、第89号議案から第93号議案は教育委員会会議規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

## 7 審議事項

### 第85号議案 千葉県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

#### 【教育総務課長】

議案資料1-1ページを御覧いただきたい。今回改正する理由は、1の改正理由にあるとおり、1つ目は「組織等の見直し」によるものである。2つ目として、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴って引用条文を修正するものである。

改正内容について、2の(1)の「組織等の見直し」は、「室・班の設置」に係るものである。(ア)の教育総務課では、県教育委員会における障害者の雇用を更に推進し、障害のある職員の定着支援に向け障害者採用計画の進捗管理を行うとともに、障害者の理解促進やサポート体制の充実を図るため、「障害者雇用推進班」を新設するものである。

次に、(イ)の学習指導課では、英語や道徳など、教育課程の指導に重点を置かなければならない業務や大学入試改革や学力向上プランの改訂などの新たな教育課題について校種別に取り組むことで、より効果的、効率的に進めることが期待できることから、「学力向上室」、「教育課程室」を廃止し、「高等学校指導室」と「義務教育指導室」を新たに設置するものである。

1-2ページを御覧いただきたい。「分掌の整理」について、教育行政をより円滑に進めるため、現在教育政策課が所掌している「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等の総合調整」の業務について、「教育委員会会議」及び「教育長及び委員の秘書事務」を所掌している教育総務課に移管するものである。

(2)の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う引用条文の修正」についてであるが、同法の改正に伴い、「第四十七条の六」が「第四十七条の五」になったことから、規定を整備するものである。

#### 【澤川教育長】

第85号議案について、可決したいがよろしいか。

#### 【佐藤教育長職務代理人・委員】

よい。

#### 【澤川教育長】

第85号議案は、原案どおり可決する。

### 第86号議案 県立高等学校の学科の廃止について

#### 【企画管理部副参事兼教育政策課高校改革推進室長】

議案資料3-1ページを御覧いただきたい。県教育委員会では、県立学校改革推進プラン第3次実施プログラムに基づき、平成30年度入学者選抜から県立高等学校10校23学科の学科名を、中学生や保護者、中学校関係者等にわかりやすい学科名などに変更した。具体的には、議案資料3-2ページのとおりである。第86号議案は、学科名の変更に伴い募集停止とした旧学科の生徒がこの3月に卒業したことから、議案に記載の10校23学科を、令和2年3月31日付けで廃止するものである。なお、県立学校改革推進プランは、第3次実施プログラムが終了し、最後の第4次実施プログラムは令和4年度に終了する予定である。

#### 【澤川教育長】

廃止する学科の募集停止は決定済みか。

#### 【企画管理部副参事兼教育政策課高校改革推進室長】

決定済みである。

【澤川教育長】

募集停止は既に決定済みで、生徒全員がいなくなって廃止ということか。

【企画管理部副参事兼教育政策課高校改革推進室長】

その通りである。

【澤川教育長】

第86号議案について、可決したいがよろしいか。

【佐藤教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第86号議案は、原案どおり可決する。

## 第87号議案 千葉県教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について

【福利課長】

議案資料4-1ページを御覧いただきたい。

「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）が令和2年4月1日に施行され、その中で個人根保証契約についても改正されており、極度額の定め義務付け等について、全ての根保証契約に適用されることとなった。教職員住宅については、連帯保証人による保証が個人根保証に当たるため、契約中に極度額を定めなければ連帯保証契約は無効となることから、教職員住宅管理規則の改正の必要がある。現行の規則においては、入居した者又は承継入居の承認を受けた者が提出する『誓約書』に連帯保証人も連署するよう求めているところであるが、教職員住宅は身分が保証された内部の教職員向けの集合住宅であり、貸付料は原則として給与控除としており、過去においては連帯保証人に債務の負担を求めた事例は発生してない。このような現状を踏まえ、連帯保証人を規則内の条文及び誓約書の様式から削除することとする。改正後は、入居者に対し緊急時連絡先を提出させるとともに、滞納した場合は所属に報告をする等、滞納者への督促を強化するよう適切に対応する。

【澤川教育長】

これまではどういった方が連帯保証人だったのか。

【福利課長】

入居申請した当時の所属長である。

【澤川教育長】

第87号議案について、可決したいがよろしいか。

【佐藤教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第87号議案は、原案どおり可決する。

## 報告1 令和元年度第2回「教職員の働き方改革に係る意識調査」の結果について

【教職員課長】

報告資料1ページを御覧いただきたい。

県教育委員会では、教職員の意識に係る目標の達成状況を把握するだけでなく、教職員の総労働時間の縮減を図るための取組の効果を検証するため、年間2回の意識調査を実施している。今回、今年度12月に実施した調査の結果がまとまったので報告する。

「2調査結果の概要」を御覧いただきたい。初めに教職員の意識に係る目標達成状況であるが、「子供と向き合う時間の確保」について肯定的な回答をした教職員は66%、「勤務時間の意識」については75%であり、平成30年度7月調査から改善傾向にあるものの「学校における働き方改革推進プラン」に掲げたそれぞれの目標の達成には至らなかった。また、部活動指導については、平日、休日ともに残業時間が長くなるほど指導時間が長い傾向が見られ、本年度7月調査と比較して、全体としての指導時間は減少したものの、休日の指導時間はほとんど変化しなかった。

次に報告資料3ページを御覧いただきたい。「子供と向き合う時間の確保」と「勤務時間の意識」に係る調査結果を、令和元年1月に実施した「出退勤時刻調査」の結果とクロス集計したところ、いずれの結果も残業時間が少ない教職員ほど肯定的な回答が多い傾向が見られた。報告資料4ページ以降には「データ編」として、全ての調査項目の結果を掲載している。

13ページを御覧いただきたい。「働き方改革を進めていくために必要なこと」についての質問には、約6割の教職員が「②県等からの調査や会議等の縮減」や「⑤学校を支援する人材の確保」と回答していた。調査等の縮減については、今年度調査の削減等に取り組み、県が主体となって実施している調査について、来年度は今年度に比べ約1割程度縮減できる見込みである。また、学校を支援する人材の確保については、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員を拡充していく等の対応により、引き続き改善を図っていく。

報告資料15ページからは、部活動に従事する時間についてのデータを掲載している。「平日の1日当たりの指導時間」については、2時間未満と回答した部活動顧問が12月の調査結果である右側の円グラフのとおり、①と②を合わせて79%と令和元年7月調査から12ポイント改善したものの、報告資料16ページに示した「休日の1日当たりの指導時間」については、右側の円グラフの⑤に当たる4時間以上と回答した部活動顧問が23%いるなど、改善が見られなかった。今後は調査内容や分析方法についても工夫を重ね、引き続き学校における働き方改革に取り組んでいく。

**【澤川教育長】**

調査の縮減についてだが、具体的にどのように縮減をしたのか。

**【教職員課長】**

働き方改革推進本部が中心となり、各課で行う調査において対象が適切であるか、隔年実施の可否などを視点に、調査の削減及び改善を図った。その結果、調査全体の約1割を削減できる予定である。

**【澤川教育長】**

定期的に見直しをすることを評価したい。国へも同様に調査の削減ができないか、全国都道府県教育長協議会を通じて働きかけていきたい。

**【井出委員】**

働き方改革は時間がかかるものだが、報告から確実に成果が上がっていると考えていいのではないか。「残業時間の長さが、子供と向き合う時間の確保につながっていない」ことにはどう考えているか。

**【教職員課長】**

追跡調査の結果、事務仕事に多くの時間をとられている現状や、その結果、生徒への学習支援の時間が確保できていない等の声が聞かれた。状況を改善できるように今後取り組んでいく。

【澤川教育長】

残業時間の長い先生方の達成感、満足度が上がっていないことが各所に見られる。

【貞廣委員】

先生方が負担に感じる業務と実際に時間がかかっている業務とは乖離があるかもしれないが、負担に感じているのであればやはり調査の見直しは必要であると感じる。調査自体を削減することと併せて、調査対象の抽出を工夫するなどの調査設計の検討が必要である。「働き方改革を進めるためどのような取組が効果があったか」という設問の「その他」の自由回答の内容を知りたい。

【澤川教育長】

各調査も2年目を終えたが、今後はどうしていくのか。

【教職員課長】

経年変化を見ていくことは必要であると考え。一方で、調査結果を具体的な取組に活かすためには、内容の見直しとともに調査の分析手法などについても専門的な立場から意見をいただき、工夫して取り組んでいきたい。

【貞廣委員】

最初は網羅的なデータが必要だが、その目標はある程度達成できていると感じる。今後は、誰のどんな業務が負担で、そのための軽減の手立てがあるのかを考える段階にある。状況の構造を捉えて特定するような調査設計を検討してほしい。

報告1は終了

## 教育長報告 令和2年2月定例県議会の概要について

【澤川教育長】

資料「令和2年2月定例県議会報告」を御覧いただきたい。はじめに、議案についてだが、教育委員会関係は、資料の「議案説明資料」とおり、議案第1号「令和2年度千葉県一般会計予算」他6件が提案され、それぞれ原案どおり可決された。次に、本会議における代表質問及び一般質問についてであるが、新型コロナウイルス関係や学校の働き方改革、教育環境の整備に関する質問など42件の質問があった。詳細は資料9ページから11ページの「令和2年2月定例県議会「本会議」質問項目一覧表（教育関係）」のとおりである。このうち、主なものについて、その内容を紹介する。

資料9ページ、No.1を御覧いただきたい。「(自民党代表質問で)、新型コロナウイルスに関係したいじめを防止するため、どのように取り組んでいるのか。」との質問には、「いじめを防止するため、見守りを徹底するよう県内全ての市町村教育委員会等に通知し、啓発リーフレットを各学校に配付し、相手の立場になり思いやりをもって行動するよう児童生徒一人一人に働きかけた。さらに、スクールカウンセラーやスーパーバイザー等を派遣し児童生徒へのきめ細かな見守り体制の構築を支援した。」と答弁をした。

No.3の「(立憲民代表質問で) 教員の勤務の効率化と業務削減が急務であるが、今後の具体策はどうか。」との質問には、「県教育委員会では、「学校における働き方改革推進プラン」の取組のうち、例えば「留守番電話やメールによる連絡対応等ができる体制の整備」や「定時退勤日の設定」等について、取組内容や数値目標の見直しを行っている。併せて、県教育委員会から各学校に依頼している各種調査について、学校現場の負担軽減を図るため簡略化を行っていく。」と答弁をした。

No.10の「(公明党代表質問で) 給特法の一部改正を受けて、本県における、条例や教育委員会規則の改正、上限方針の制定はどうするのか。」との質問には、「県教育委員会では、「学校における働き方改革推進プラン」について、市町村教育委員会やPTA等の代表者から意見

を伺いながら、総労働時間の削減に係る具体的取組の見直しを進めている。併せて、在校等時間の上限に係る県の方針や一年単位の変形労働時間制についても一体的な検討を進めている。」と答弁をした。

次に、予算委員会についてだが、不登校児童生徒への支援、ICT機器の活用、特別支援学校の医療的ケア用自家発電機の整備に関する質問など54件の質問があった。詳細は、資料12ページから14ページの「令和2年2月定例県議会「予算委員会」質問項目一覧表（教育関係）」のとおりである。

次に、文教常任委員会における質問についてだが、資料15ページの「令和2年2月定例県議会 文教常任委員会委員長報告」を御覧いただきたい。このうち、主なものについて紹介すると、議案第71号関連では、少人数学級の今後の対応方針について、当面する諸問題では、新型コロナウイルス感染症対策で学校を臨時休業したことにより不足する授業時間数の対応や、臨時休業した特別支援学校の児童生徒の受け入れの対応についての質問などがあった。

本議会における質問等の詳細については、「千葉県議会時報」等の資料により、随時情報提供をしていく。

教育長報告は終了。

<傍聴・報道 退出>

## 第88号議案 千葉県県立高等学校設置条例の一部を改正する条例の原案について

### 【企画管理部副参事兼教育政策課高校改革推進室長】

議案資料6-1ページを御覧いただきたい。県立学校改革推進プラン・第4次実施プログラムに基づき、令和3年度に君津高校と上総高校を統合し、全日制の課程の普通科、園芸科を設置する。使用校舎は君津高校とし、上総高校は、実習場として引き続き使用することとしている。統合校の校名については、両校の校長を代表とした統合準備室で公募を行い、校名検討委員会にて、学校関係者や地元の意見を十分に考慮して複数案を選定し、統合準備室案として県教育委員会に提出した。事務局としては、案の中から「県立君津高等学校」が適切であると考え、本日の議案として提出した次第である。

君津高校とした理由であるが、「君津」という校名は、統合する両校が所在している君津市を代表する新たな高校として、所在地がわかりやすいことから、校名は改めて「君津」とすることがふさわしいと思われる。なお、公募の結果では、応募数の約6割が「君津」であった。また、上総高校の学びや地域とともに歩んだ歴史と伝統は、新たな君津高校にしっかりと受け継ぐとともに、「上総」の名は、統合校園芸科の実習場となるキャンパスの名称として残す方向で検討していく。

説明は以上であるが、内容の変更を伴わない、立法技術上の字句の訂正等が必要となる場合については、事務方に一任をお願いしたい。

### 【澤川教育長】

公募では1位が君津で6割とのことであるが、それ以外の校名案は何があったのか。

### 【企画管理部副参事兼教育政策課高校改革推進室長】

2位は君津総合で約8%、3位は君津上総で約6%、君津高校以外は支持が少なかった。

### 【澤川教育長】

他には何があったのか。

### 【企画管理部副参事兼教育政策課高校改革推進室長】

上総君津、上総、君上など、多数あった。

【澤川教育長】

上総高校を廃止するのではなく、統合して新君津高校となり、上総の名はキャンパスの名称として残す方向で、これまでの伝統等は引き継いでいく。

【澤川教育長】

第88号議案について、可決したいがよろしいか。

【佐藤教育長職務代理人・委員】

よい。

【澤川教育長】

第88号議案は、原案どおり可決する。

**第89号議案 学校職員の懲戒処分について**

**第90号議案 学校職員の懲戒処分について**

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

**第91号議案 学校職員の懲戒処分について**

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

**第92号議案 県立学校長の人事について**

【教職員課長】

第92号議案、県立学校長の人事について説明する。本議案は、令和2年4月1日付け、県立高等学校、県立中学校及び県立特別支援学校の校長人事についてお諮りするものである。

議案資料12-1ページ「県立学校長の異動状況について」を御覧いただきたい。「1校長必要数」であるが、令和元年度末に退職となる校長は県立高等学校で42名、県立特別支援学校で7名である。また、行政機関・他校種等への異動は県立高等学校が4名、特別支援学校が3名であり、必要数は県立高等学校で46名、県立特別支援学校で10名となる。「2新規登用者と再登用者」であるが、初めて校長となる新規登用者は、県立高等学校で35名、県立特別支援学校で9名である。次に、「新規登用者の登用前の職」を御覧いただきたい。県立高等学校では、副校長から10名、教頭から19名、行政職から6名であり、県立特別支援学校では、副校長から2名、教頭から5名、行政職からは2名となる。新規登用者の平均年齢は県立高等学校は56.5歳、県立特別支援学校は56.0歳と、いずれも昨年より0.2歳高くなった。また、「3女性校長」であるが、令和2年度は、県立高等学校で8名、県立特別支援学校で11名の計19名となり、昨年よりも1名増加している。その結果、女性校長の割合は、県立学校全体では12.0%となり前年度と比べて0.6ポイント高くなっている。今後とも、管理職としてふさわしい力量ある女性職員の育成に努め、女性校長の登用に積極的に努めていく。「4平均在校年数」を御覧いただきたい。年度末に異動する校長が現在の学校に在籍していた年数を平均すると、県立高等学校では2.6年で前年度と比べ、0.1年短く、県立特別支援学校は2.4年で、前年度と比べ、0.1年長くなり、全体の平均在校年数は2.5年で前年度と比べ、0.1年短くなっている。今後とも同一校で、より継続的に学校運営に取り組めるような人事配置に努めていく。また、高等学校の校長人事案の名簿は議案13ページから15ページまで、特別支援学校の校長人事案は同じく16ページのとおりとなっている。なお、今後の予定については、3月25日に異動者及び昇任者の内示を行い、3月27日には報道発表を予定して

いる。

【澤川教育長】

新規登用者の平均年齢が上がったことは残念である。各校長には、将来管理職として期待できる職員の育成に努めてほしい。

【澤川教育長】

第92号議案について、可決したいがよろしいか。

【佐藤教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第92号議案は、原案どおり可決する。

### 第93号議案 教育庁等職員の人事について

【教育総務課長】

第93号議案、教育庁等職員の人事について説明する。教育庁における定期異動は、適材適所を基本としながら、組織の活性化、職員の資質向上と能力開発などを目的に実施している。ここでは、本庁課長級以上及び教育事務所長、教育機関の長の人事異動について、お諮りする。

議案資料18ページを御覧いただきたい。課長級以上の異動の主なものを申し上げる。企画管理部長に教育総務課長藤谷誠を、教育振興部長に学校危機管理監中村敏行を、学校危機管理監に中央博物館長望月賢二を、教育総務課長には教職員課長浅尾智康を任用したいと考えている。その他の幹部職員の異動については、資料のとおりである。

なお、本庁課長級以上の知事部局との交流人事については、現在協議中である。本日もお諮りすることが困難であるので、教育長が臨時代理することとし、後日報告させていただく。

【澤川教育長】

第93号議案について、可決したいがよろしいか。

【佐藤教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第93号議案は、原案どおり可決する。

## 8 教育長閉会宣告